

司法書士

パーフェクトローラー講座
会社法・商法
無料体験冊子

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 231566

SU23156

パーフェクトローラー講座【択一編】会社法・商法 目次

第1編 定義（2条）	6
------------	---

第2編 株式会社	8
----------	---

第1章 設立	8
--------	---

1 発起人	9
2 定款	12
3 出資の履行	17
4 発起設立における設立時役員等の選任・選定・解任・解職	20
5 創立総会	22
6 設立手続の調査	26
7 設立関与者の責任	27

第2章 株式	28
--------	----

1 株式の共有	28
2 株主平等の原則	29
3 株式の内容・株式の種類・属人的定め	30
4 発行可能株式総数	37
5 株主の権利行使に関する利益供与の禁止	38
6 株式の譲渡・株式の質入れ	39
7 株式の消却	51
8 株式等売渡請求手続き	51
9 株式の併合、株式分割、無償割当	53
10 単元株	56
11 募集株式の発行等	59
12 株券	67
13 株主名簿	71
14 反対株主の株式買取請求権	74
15 一に満たない端数の処理（234～235）	77

第3章 新株予約権	78
-----------	----

1 募集新株予約権の発行	78
2 新株予約権証券	85
3 新株予約権の譲渡	86
4 新株予約権の無償割当て	87
5 新株予約権の行使	88
6 自己新株予約権について	88
7 新株予約権買取請求権	89

第4章 株式会社の機関	90
-------------	----

1 機関設計と各機関の役割	90
2 株主総会	93
3 種類株主総会	105
4 取締役（会）・監査役（会）・会計監査人・会計参与 横断整理	107
5 取締役	114
6 取締役会	124
7 会計参与	132
8 監査役・監査役会	133

9	会計監査人	137
10	指名委員会等設置会社	141
11	監査等委員会設置会社	147
第5章 役員等の責任		152
1	違法な剰余金の配当等に関する責任	152
2	剰余金の配当等により欠損が生じた場合の責任	153
3	株主からの買取請求に応じてする金銭等の支払いに関する責任(464)	153
4	役員等の任務懈怠責任の一部免除	155
5	第三者への損害賠償責任	156
第6章 計算		160
1	計算書類の概要	160
2	計算書類の監査→承認手続→備置・閲覧→公告	164
3	資本金の額等	166
4	剰余金の配当	170
5	会計監査人設置会社における取締役会への権限授権	172
第7章 事業の譲渡等		173
第8章 解散及び清算		175
1	解散事由	175
2	清算中の株式会社の能力の制限	176
3	清算株式会社の機関	177
4	清算人・代表清算人	178
5	業務執行	182
6	清算手続	183
第9章 特例有限会社		184
第3編 持分会社		188
第1章 設立		190
第2章 社員		192
1	持分の譲渡の要件(585)	192
2	社員の責任等	192
第3章 管理		194
第4章 社員の加入及び退社		196
1	退社事由	196
2	退社後の処理	197
3	社員の加入	197
第5章 計算		198
第6章 種類の変更		202
1	定款の変更による持分会社の種類の変更	202
2	合資会社の定款のみなし変更	202

第7章 解散・清算	203
1 解散事由	203
2 清算をしなければならない場合	204
3 清算持分会社が行うことができない行為	204
4 清算人及び代表清算人	204
5 清算事務	205
第4編 社債	206
1 意義	206
2 募集社債の原則的発行手続	207
3 募集事項の決定(676)	208
4 社債管理者・社債管理補助者	209
5 社債権者集会	212
6 自己社債に関する特則(自己株式に関する特則との比較)	214
第5編 組織再編	215
第1章 組織再編の全体像	215
1 組織変更	215
2 合併	216
3 会社分割	217
4 株式交換・株式移転	224
5 株式交付	225
6 効力発生日	225
7 組織再編の当事会社	226
8 対価の柔軟化と三角合併	227
9 組織再編等の差止請求権制度	229
第2章 企業再編手続の概略	230
1 組織変更	230
2 合併	231
3 会社分割	233
4 株式交換・株式移転	235
5 株式交付	237
第3章 企業再編手続の詳細	238
1 契約書・計画書の作成	238
2 事前開示・事後開示	242
3 承認決議	243
4 株式買取請求	247
5 新株予約権買取請求手続	248
6 債権者保護手続	251
7 新設型組織再編の設立会社等の手続	253
第4章 簡易手続・略式手続	254
1 簡易手続	254
2 略式手続	257
第6編 訴訟	261
1 会社の組織に関する訴え	261
2 責任追及等の訴え	269
3 特定責任追及の訴え	271

4	適格旧株主による責任追及の訴え	272
5	売渡株式等の取得の無効の訴え	273
6	少数株主による役員解任の訴えによる解任	274
7	持分会社における除名の訴え等	274
8	まとめ	275

第7編 商法総則 商行為 276

第1章 商人（商行為の主体） 276

第2章 商業登記の効力 281

第3章 商号 282

1	商号の選定	282
2	商号使用差止請求権（8II, 商12II）	283
3	商号の譲渡（22, 商15）	283
4	名板貸	284

第4章 事業譲渡と営業譲渡 285

1	総説	285
2	事業を譲渡した会社・営業譲渡人の競業禁止（21・商16）	285
3	譲渡会社・譲渡人の商号を使用した譲受会社・譲受人の責任等（22・商17）	285

第5章 商業使用人 286

1	意義	286
2	支配人	287

第6章 商業帳簿 291

第7章 代理商 292

第8章 商行為総則 294

1	概略	294
2	詳細	296

第9章 商行為各論（出題実績があるもの） 298

1	商事売買（商524～528）	298
2	仲立営業（商543～550）と問屋	299
3	場屋取引（商595～598）	301
4	匿名組合（商535～542）	302
5	倉庫営業	304

第10章 商行為各論（出題実績がないもの） 306

1	交互計算（商529～534）	306
2	物品運送契約	307
3	旅客運送	309
4	運送取扱営業	310

第8編 横断整理編 311

【図表387	備置き・閲覧の横断整理①】	311
【図表388	備置き・閲覧の横断整理②】	312

【図表389	計算書類等の備置及び閲覧等（442）】	313
【図表390	会計参与による計算書類等の備置き等（378）】	313
【図表391	株券提供公告を要する場合と新株予約権証券提供公告を要する場合】	314
【図表392	公開会社か否かにより異なる点（主なもの）】	315
【図表393	招集期間の横断整理】	316
【図表394	招集通知の方法の横断整理】	316
【図表395	招集手続の省略の横断整理】	317
【図表396	招集権者の横断整理】	318
【図表397	出席権限を有する者の横断整理】	319
【図表398	決議要件の横断整理】	320
【図表399	決議の省略の横断整理】	322
【図表400	報告の省略に関する横断整理】	323
【図表401	裁判所からの許可の横断整理】	324
【図表402	譲渡・質入の効力発生要件の横断整理】	325
【図表403	対抗要件の横断整理】	326
【図表404	請求の撤回の横断整理】	327
【図表405	取締役が理由を説明しなければならない場合の横断整理】	328
【図表406	決議権限横断整理（登記に関連があるもの中心）】	329
【図表407	資格・欠格事由・兼任禁止の横断整理】 [平18-31-オ, 平24-31-イ]	331
【図表408	監査役（監査役会・監査委員）の同意権の横断整理】	334
【図表409	株式会社・持分会社・外国会社において債権者保護手続が必要となる 場合】	335
【図表410	各別の催告が省略できる催告と省略できない催告】	337
【図表411	検査役が選任されるパターン・横断整理】	338
【図表412	報告を求める権限の横断整理】	339
【図表413	差止め請求の横断整理】 [令4-34-4]	340

第1編 定義 (2条)

【図表1 会社法2条の定義 (重要なもの) **暗記**】

2条	用語	定義
1号	会社	株式会社，合名会社，合資会社又は合同会社
5号	公開会社	その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社
6号	大会社	次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社（注） イ 最終事業年度に係る貸借対照表（会社法 439 条前段に規定する場合にあっては，同条の規定により定時株主総会に報告された貸借対照表をいい，株式会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては，会社法 435 条 1 項の貸借対照表をいう。ロにおいて同じ。）に資本金として計上した額が 5 億円以上であること ロ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上であること

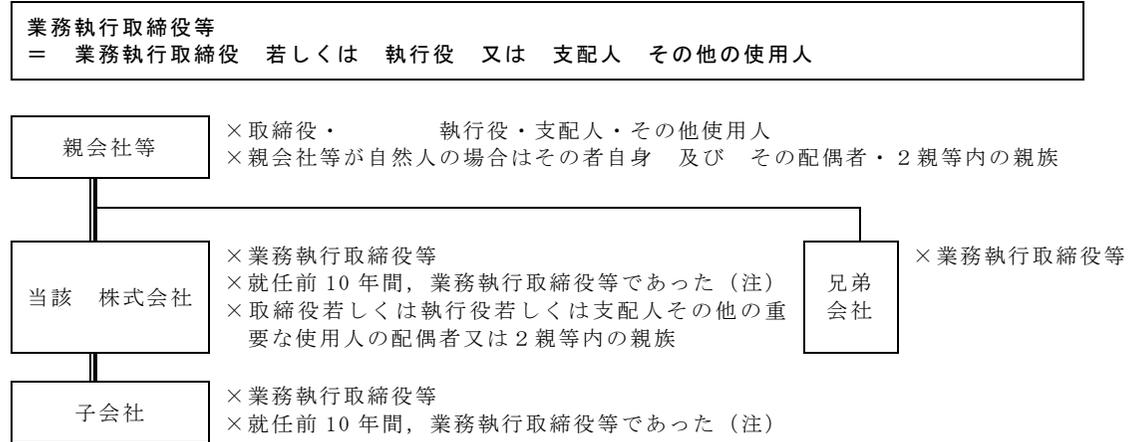
（注）期中に新株発行や資本金の額の減少等により資本金の額に変動が生じても，その時点で大会社になったり，大会社でなくなったりするわけではない。〔平28-30-ア〕

たとえば，3月決算の株式会社が4月に新株発行を行った結果資本金の額が5億円以上となったとしても，その年の定時株主総会で承認された貸借対照表に計上された資本金の額は5億円以上ではないため，負債の額が200億円以上でない限り，その時点では大会社とはならず，翌年の定時株主総会時において大会社となる。

【図表2 会社法2条以外の定義 (重要なもの) **暗記**】

	用語	定義
117Ⅶ	株券発行会社	その株式（種類株式発行会社にあっては，全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めがある株式会社
329 I	役員	取締役，会計参与及び監査役をいう。
423	役員等	取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人

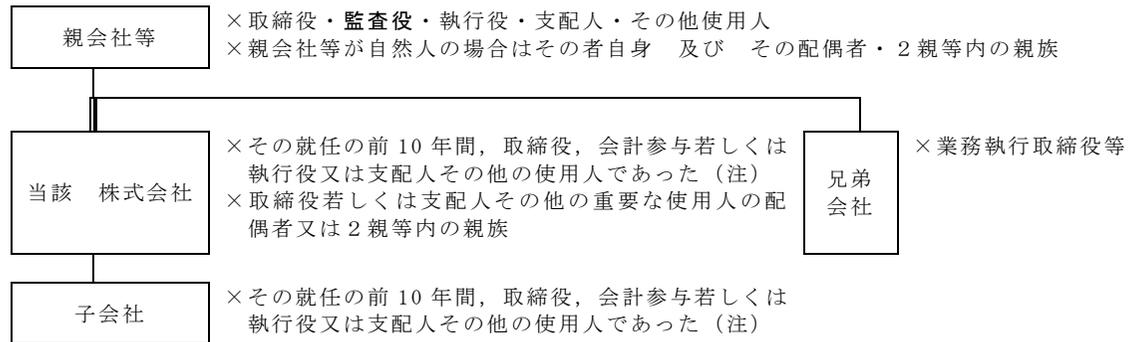
【図表3 社外取締役の要件】



(注) ただし、その就任の前10年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与又は監査役であったことがある者(業務執行取締役等であったことがあるものを除く。)の場合

→追加要件として、「当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと」が必要とされる。

【図表4 社外監査役の要件】



(注) ただし、その就任の前10年内のいずれかの時において当該株式会社又はその子会社の監査役であったことがある者の場合

→追加要件として、「当該監査役への就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと」が必要とされる。

<社外取締役の設置義務>

監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。)であって金融商品取引法第24条1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならない(327の2)。

※ 会社法上の公開会社であり、かつ、大会社である監査役会設置会社であっても、社外取締役を置く義務があるとは限らない[平28-30-オ]

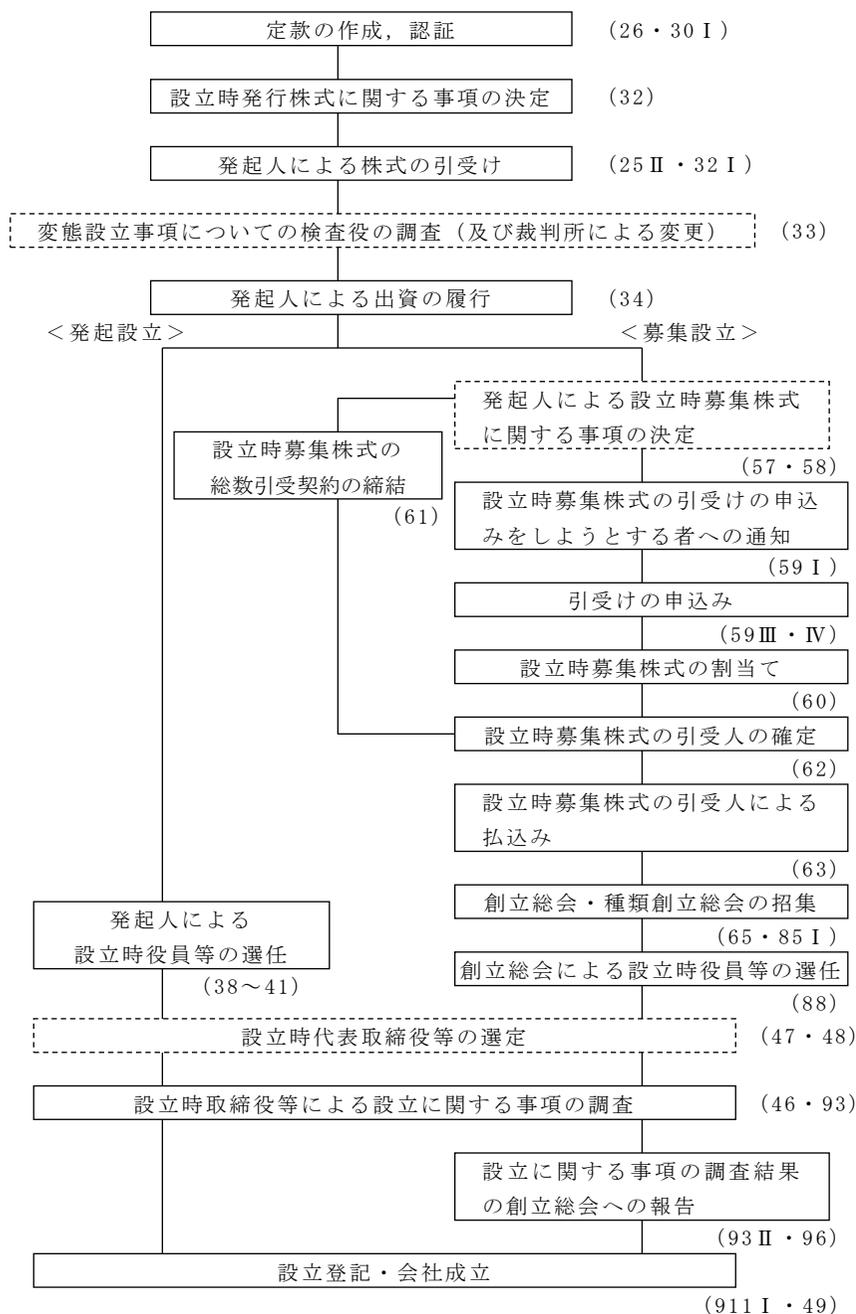
第2編 株式会社

第1章 設立

★株式会社の設立手順★

定款の作成 (26) → 出資の履行 (32等) → 機関の設置 (38等) → 設立登記 (49)

【図表5 設立手続概略】



1 発起人

(1) 発起人の意義

【図表6 発起人 **暗記**】

意 義	株式会社の設立を行う者として定款に署名又は記名押印した者（26 I 参照）
資 格	制限なし→自然人でも法人でもよい（27⑤参照） [平24-27-エ，平26-27-ア]
住 所	発起人の住所は，必ずしも日本にある必要はないとされている [平29-27-オ]
員 数	制限なし→1名で足りる
株 式 引 受	すべての発起人は，それぞれ設立時発行株式を1株以上引き受けなければならない（25 II）。[平18-32-ア，平22-27-ア，平24-27-ウ]

(注) 以下の①～③の場合において，発起人に該当するのは，②だけである。

- ① 定款に発起人として記載されていないが，設立手続の中心となった者
- ② 定款に発起人として記載はされているものの，単に発起人として名前を連ねただけであり，具体的な設立手続には関与していない者
- ③ 定款に発起人として記載されていないが，設立時取締役として選任された者

(2) 設立事務の執行

【図表7 発起人と設立時〇〇の業務範囲】

発起人	→設立に関する事項一般についての決定をし，執行をする。
設立時取締役	→法律または定款に定められた事項のみ行うことができる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 設立時取締役（設立する株式会社が監査役設置会社である場合は設立時取締役及び設立時監査役）による設立手続の法令・定款違反等の有無の調査（46・93） ② 設立時代表取締役又は設立時代表執行役による設立登記の申請（商登47） ③ 設立時代表取締役（取締役会設置会社），設立時委員，設立時執行役，設立時代表執行役の選任・選定・解任・解職（47・48）

【図表8 設立事務の執行手続】

原則	発起人の過半数によって決定する（民670 I）	
例外	発起人代表の適宜の決定による	<ul style="list-style-type: none"> ① 設立時募集株式の割当ての決定（60 I，「ハンドブック」p89） ② 電子公告を公告方法とする場合における，ウェブページのURLの決定（「ハンドブック」p90） ③ 貸借対照表を電磁的に開示する措置をとる場合に，当該措置をとること及びウェブページのURLの決定（440 III，「ハンドブック」p90）
	発起人の議決権の過半数によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 発起設立における設立時役員等の選任（40 I） ② 発起設立における設立時役員等の解任（43 I） （設立時監査等委員である設立時取締役又は設立時監査役を除く）
	発起人の議決権の3分の2以上の多数によるもの	<ul style="list-style-type: none"> 発起設立における設立時監査等委員である設立時取締役の解任（43 I） 発起設立における設立時監査役の解任（43 I）
	発起人全員の関与を要するもの	<ul style="list-style-type: none"> ① 原始定款への署名又は記名押印（26 I） ② 設立時発行株式に関する事項の決定（32 I） ③ 発起人が割当てを受ける設立時発行株式の内容の要綱のみが定款に定められている場合（108 III）における当該種類株式の内容の決定（32 II） ④ 裁判所の決定によって全部又は一部が変更された変態設立事項についての定めを廃止する定款変更（33 IX） ⑤ 現物出資の目的財産に関する登記，登録などの対抗要件具備を株式会社の成立後にすることの決定（34 I） ⑥ 発起設立において，会社成立前に発行可能株式総数の定めを設け又は変更する定款変更（37 I II） ⑦ 募集設立の方法で株式会社を設立する旨の定め（57 II） ⑧ 設立時募集株式に関する事項の決定（58 II）

【図表9 設立時において、ある者全員の同意を要する事項】

どういった場合に必要なのか		誰の同意が必要か
設立時発行株式に関する事項の決定（32）	① 発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数 ② ①の設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額 ③ 成立後の株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項 ④ 設立時発行株式の内容の要綱を定款に定め、具体的内容は別途定める（108Ⅲ前段）、当該設立時発行株式の内容 上記①～④の事項を定める場合	発起人全員
変態設立事項に関する定款規定の廃止（33Ⅹ）	裁判所が変態設立事項の全部又は一部を変更した場合における、当該決定の確定後一週間以内の定款の廃止	
出資の履行の際の、対抗要件の具備（34）	出資の履行において、第三者対抗要件の具備は株式会社の成立後でよいとする場合	
発行可能株式総数に関する定款規定の設定又は変更（37）	① 発行可能株式総数を定款で定めていない場合に、会社の成立の時までに発行可能株式総数の定めを設ける場合 ② 発行可能株式総数を定款で定めている場合に、会社の成立の時までに発行可能株式総数の定めを変更する場合	
設立時発行株式を引き受ける者の募集をする旨を定める場合（57）	設立時発行株式を引き受ける者の募集をする旨を定めようとするとき	
設立時募集株式に関する事項の決定（58）	設立時募集株式に関する事項の決定をする場合	
創立総会の招集手続を省略する場合（69）	創立総会の招集手続を省略する場合。ただし、書面投票又は電子投票を採用した場合は省略不可	設立時株主全員
設立時に、取得条項付株式に関する規定を設け、又は変更をする場合（73Ⅲ）	発行する全部の株式の内容として取得条項付株式に関する定款規定を設け、又は当該事項についての定款の変更（廃止を除く。）をしようとする場合	
ある種類の株式を取得条項付株式とする定款規定を設け、又は変更をする場合（99①）	ある種類の株式を取得条項付株式とする定款の定めを設け、又は当該事項についての定款の変更（廃止を除く。）をしようとする場合	当該種類の設立時種類株主全員
ある種類の株主に損害を及ぼすおそれがある場合でも種類株主総会を要しない旨の定款規定を設ける場合（99②）	ある種類の株式について、損害を及ぼすおそれがある場合でも種類株主総会決議を要しない旨の定款規定を設ける場合	

2 定 款

(1) 原始定款に関する各種の会社の比較

【図表10 各種会社の原始定款 **暗記**】

	株 式 会 社	持 分 会 社		
		合 名 会 社	合 資 会 社	合 同 会 社
作成者	発起人 (26 I)	社員になろうとする者 [平19-28-ア] (575 I)		
絶対的記載・記録事項 〔平19-28-イ〕	①目的 ②商号 ③本店の所在地 (注1)	①目的 ②商号 ③本店の所在地	①目的 ②商号 ③本店の所在地	①目的 ②商号 ③本店の所在地
	④設立に際して出資される財産の価額又はその最低額 (注2) ⑤発起人の氏名又は名称及び住所	④社員の氏名又は名称及び住所 〔平19-34-イ〕 ⑤社員の全部を無限責任社員とする旨	④社員の氏名又は名称及び住所 〔平19-34-イ〕 ⑤社員の一部を無限責任社員とし、その他の社員を有限責任社員とする旨	④社員の氏名又は名称及び住所 〔平19-34-イ〕 ⑤社員の全部を有限責任社員とする旨
	⑥発行可能株式総数 (注3)	⑥社員の出資の目的及びその価額又は評価の標準	⑥社員の出資の目的及びその価額又は評価の標準	⑥社員の出資の目的及びその価額又は評価の標準
認証	必要 (30 I) (注4)	不 要		

(注1) 株式会社の本店の所在地は、定款の絶対的記載事項である (27③)。この点、当該株式会社の本店の所在地は様々な訴えの専属管轄地となるため (835 I 参照)、わが国において設立する株式会社の本店の所在地を日本国外に置くことはできない。 [平25-27-ア]

(注2) 設立に際して出資される財産の価額については、上限・下限ともに規定されていない。

(注3) 発行可能株式総数は必ずしも原始定款に定めることを要しない。
原始定款で定めなかった場合は、次頁の図表のとおり原始定款を変更する。

設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の4分の1を下ることができない [平19-29-ア]。ただし、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合は、この限りでない (37 III)。 [平20-29-ア]

(注4) 認証を要するのは通常の設定における原始定款であり、株式会社の成立後の会社における定款変更に関し公証人による認証制度は適用されない。 [平28-27-オ]

【図表11 設立時における発行可能株式総数の決定 **暗記**】 [平18-32-イ, 平21-27-2]

	発 起 設 立	募 集 設 立
決定すべき時期 変更可能な時期	会社成立時（設立登記の申請時）まで [平21-27-2]	
原始定款に定めていない場合 の決定方法（注1）	発起人全員の同意 (37 I II) [平31-27-オ]	・発起人全員の同意（注） ・創立総会の決議 (98) (37 I II) [平20-28-ウ]
原始定款に定めた場合の変更 の手續（注1）		
変更後、公証人の認証	不要 [平24-27-オ]	不要 [平24-27-オ]

（注）発起人は、設立時募集株式の払込期日又は払込期間初日のうち最も早い日以後は、定款の変更をすることができない（95）。[平30-27-ウ]

[平30-27-ウ] 募集設立の場合において、設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間の初日のうち最も早い日以後に、定款で定められた発行可能株式総数についての定款の変更をすることは、発起人及び設立時募集株式の引受人の全員の同意によらなければならない。	×
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

(2) 変態設立事項

【図表12 変態設立事項】

変態設立事項	定款への 記載・記録	検査役の調査	
		原 則	例 外
現物出資 (注1)	○ (28①) [平25-27-イ]	○ (33 I)	次のいずれかに該当するものについては、不要（33 X ①～③） (注3) ① 少額財産 ② 市場価格ある有価証券 ③ 弁護士等の証明がある場合
財産引受け (注1)	○ (28②) (注2)	○ (33 I)	
発起人の報酬・ 特別の利益（注4）	○ (28③)	○ (33 I)	
設立費用	原則	○ (28④)	な し
	例外	×（注4） (28⑤)	

(注1) 現物出資，財産引受の比較

	現物出資	財産引受
定款の記載・記録事項	① 現物出資者の氏名又は名称 ② 当該財産及びその価額 ③ 現物出資者に対して割り当てる設立時発行株式の数	① 譲渡人の氏名又は名称 ② 目的財産及びその価額
主体の限定	発起人に限られる (63 I・34 I 参照)	譲渡人は限定されていない

(注2) 定款に記載又は記録のない財産引受けは，成立後の会社が株主総会の特別決議によって承認しても，有効とすることはできない（最判昭28.12.3）。[令3-27-エ]

(注3) それぞれの定義

少額財産	現物出資財産等について定款に記載・記録された価額の総額が500万円を超えない場合
市場価格ある有価証券	現物出資財産等のうち，市場価格のある有価証券について定款に記載・記録された価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合
弁護士等の証明がある場合	現物出資財産等について定款に記載又は記録された価格が相当であることについて弁護士，弁護士法人，公認会計士，監査法人，税理士，又は税理士法人の証明を受けた場合（現物出資財産等が，不動産のときは不動産鑑定士の鑑定評価も必要）（注3）

※ 少額財産の判断

→ 定款に記載された現物出資財産等の価額の「総額」が500万円を超えた場合，裁判所に対し，検査役の選任の申立てをしなければならない。[平30-27-イ]

(事実)	検査役の調査	
	・ 定款に記載された価額が2,000万円の現物出資（甲土地）がある ・ 定款に記載された価額が400万円の財産引受け（乙建物）がある ・ 甲土地については監査法人の証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を受けている	甲土地
	乙建物	必要

(注4) 特別の利益とは，優先株式のように特定の株式に帰属する属性ではなく，個々の発起人に人的に帰属する利益である。

→ 発起人に対し優先株式を割り当てることは，定款に記載しなくても効力が生じる [令3-27-ウ]

(注5) 定款の記載を要しない設立費用

- | |
|---------------------------------------------------------------|
| ① 定款の認証の手数料（28④） [平31-27-ア] |
| ② 定款に係る印紙税（施規5①） |
| ③ 設立時発行株式と引換えにする金銭の払込みの取扱いをした銀行等に支払うべき手数料及び報酬（施規5②） [令4-27-エ] |
| ④ 会33条3項の規定により決定された検査役の報酬（施規5③） [令3-27-ア] |
| ⑤ 株式会社の設立の登記の登録免許税（施規5④） |

ハイレベル

- 発起人は、会社設立自体に必要な行為のほかは開業準備行為といえどもなし得ず、ただ原始定款に記載されて厳重な法定要件を満たして財産引受けのみが例外的に許される（最判昭38.12.24）。
- 会社の設立前に発起人組合が会社の営業の目的のために土地を買い受けても、原始定款に記載がされていなければその効力を有せず、財産引受契約の価額が適正であったとしてもその契約の効力は生じない（最判昭36.9.15）。
- 定款に記載しない財産引受の無効は会社だけではなくいずれの当事者も主張しうる（最判昭28.12.3）。そして、成立後の会社が追認をしたからといって、法定の要件を欠く無効な財産引受が有効とはならない（最判昭42.9.26）。

【図表13 検査役の調査（発起設立・募集設立共通） **暗記**】

検査役の調査が必要な場合	定款で変態設立事項を定めた場合（33 I） 現物出資及び財産引受けの場合の例外は除く（33 X）
申立人	発起人（33 I） [平27-27-ア, 平31-27-エ]
申立時期	定款の認証後遅滞なく（33 I）

【図表14 検査役の調査（発起設立・募集設立共通） **暗記**】

裁判所の変更決定	要件	検査役の報告を受けた上で、変態設立事項を不当と認めたとき
	処理	裁判所は、これを変更する決定をしなければならない（33 VII） [平23-27-イ, 平31-27-ウ]
↓		
設立時発行株式の引受けの取消し（33 VIII）	誰が	変更の決定に不服のある発起人
	何を	設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消すことができる
	いつまで	当該決定の確定後1週間以内
↓		
定款の変更（33 IX）	状況	33条8項の場合
	誰が	発起人
	何を	当該決定により変更された事項についての定めを <u>廃止</u> する定款の変更をする
	決議要件	発起人全員の同意
	いつまで	裁判所の変更決定の確定後1週間以内

(3) 認証後設立前の定款変更

【図表15 公証人の認証を受けた定款を変更することができる場合 暗記】

	定款を変更することができる場合（注1）
発起設立	① 変態設立事項についての裁判所の変更決定があった場合（33 VII VIII IX） ② 発行可能株式総数の定めを設け、又は変更する場合（37 I II） のみに限定されている（注2・3） [平21-27-1]
募集設立	上記①②の場合のほか、創立総会の決議により定款の変更が可能（96） （注4）

（注1） 37条及び96条の規定に基づき定款を変更した場合であっても、その変更につき公証人の認証を受ける必要はない。 [平24-27-オ]

（注2）

[平21-27-1] D社の定款について公証人の認証を受けた後、Bから金銭の出資に代えてBの所有する不動産を出資したい旨の要請があったときは、D社の発起人全員の同意をもって当該定款を変更し、Bの出資に係る財産を当該不動産に変更することができる。	×
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

（注3） 変更に係る事項を明らかにし、発起人が署名または記名押印した書面に公証人の認証を再度受けたときは、新たな定款が作成されたものとして、設立登記の申請は受理される。

（注4） 募集設立の場合において、募集事項に定めた払込期日又は払込期間の初日の最も早い日以後は、発起人全員の同意によって定款を変更することができないので注意すること（95）。

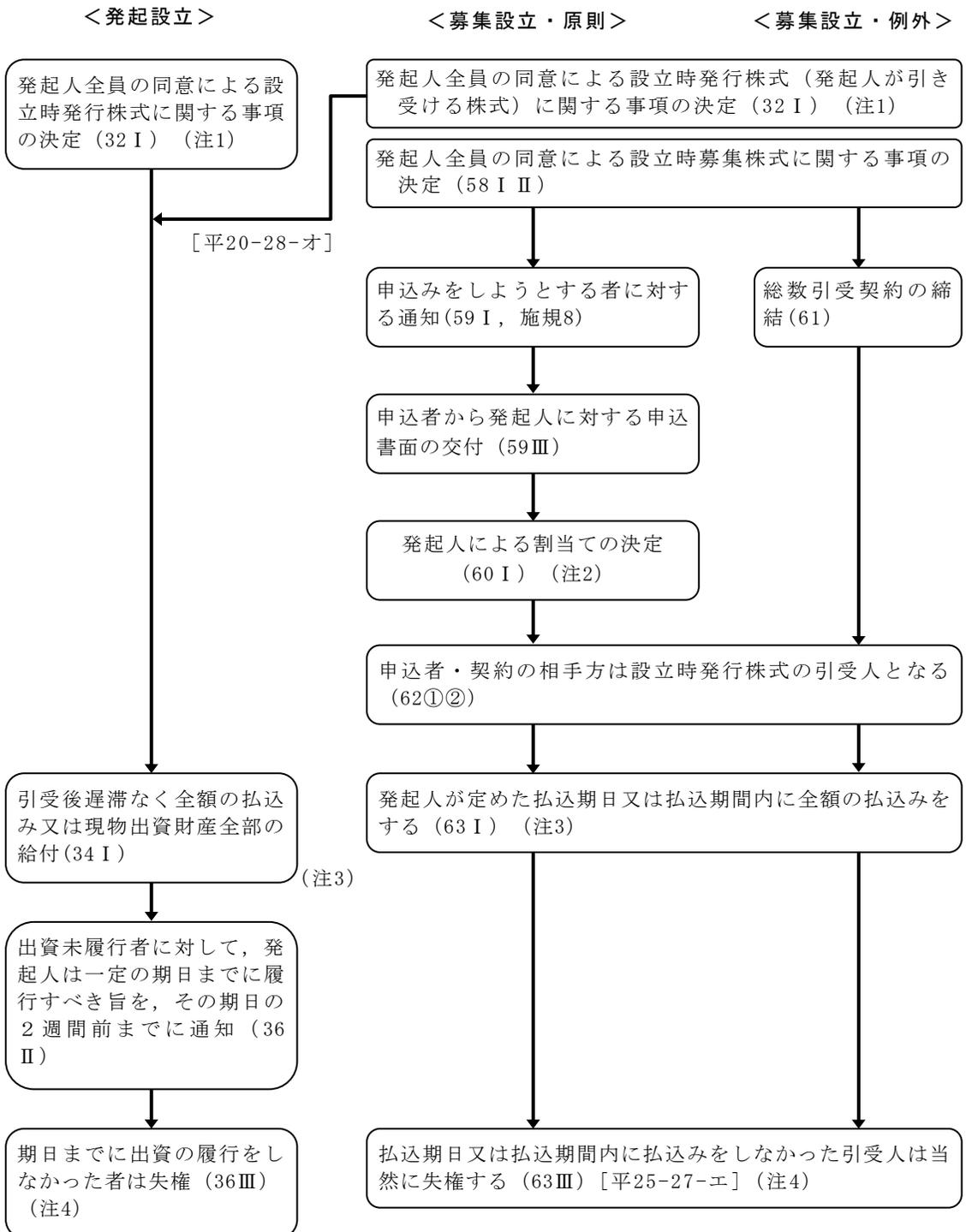
(4) 定款の備置き及び閲覧等

【図表16 定款の備え置き及び閲覧等の請求（31・102 I） 暗記】

	備置場所	閲覧等請求権者
設立前 （注）	発起人が定めた場所 [平19-28-ウ/令4-27-オ]	① 発起人 [平29-27-エ] ② 設立時募集株式の引受人
設立後	本店及び支店	① 株主 ② 債権者 ③ 親会社社員（裁判所の許可が必要）

（注） 持分会社については、会社成立前における定款の備置きは規定されていない。
[平19-28-ウ]

3 出資の履行



(注1) 【図表17 比較 **暗記**】

	設立時発行株式に関する事項の決定 (32 I)	設立時募集株式に関する事項の決定 (58 I)
定める事項	① 発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数 [令4-27-ウ] ② ①と引換えに払い込む金銭の額 ③ 成立後の株式の資本金及び資本準備金の額に関する事項 [平18-32-ウ, 平31-27-イ]	① 設立時募集株式の数 (設立しようとする株式会社の種類株式発行会社である場合にあっては、その種類及び種類ごとの数) ② 設立時募集株式の払込金額 ③ 払込みの期日又はその期間
定める方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款 ・ 発起人の全員の同意 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発起人の全員の同意 ※ 定款で定めるのではない [平28-27-ア]
発行条件の均等	不 要	必要 (58Ⅲ) ※

※ 設立時募集株式の払込金額その他の募集の条件は、当該募集（設立しようとする株式会社の種類株式発行会社である場合にあっては、種類及び当該募集）ごとに、均等に定めなければならない（58Ⅲ）。

ハイレベル 設立時発行株式に関する事項 その他

- 設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、発起人が割当てを受ける設立時発行株式が会社法108条3項前段の規定による定款の定めがあるものであるときは、発起人は、その全員の同意を得て、当該設立時発行株式の内容を定めなければならない（32Ⅱ）。

ハイレベル 設立時募集株式に関する事項 その他

- 一定の日までに設立の登記がされない場合において、設立時募集株式の引受けの取消しをすることができることとするときは、その旨及びその一定の日

(注2)

発起人は、申込者の中から設立時募集株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる設立時募集株式の数を定めなければならない（会社60Ⅰ前段）。

そして、この場合において、発起人は、当該申込者に割り当てる設立時募集株式の数を、申込者が引き受けようとする設立時募集株式の数よりも減少することができる（会社60Ⅰ後段）。 [平28-27-イ]

(注3) 【図表18 払込みに関する発起設立と募集設立の違い】 ○=必要 ×=不要
[平18-32-エ/平19-28-オ/平22-27-イ/平29-27-ア]

	発 起 設 立	募 集 設 立
① 払込取扱機関での払込み (34Ⅱ・63Ⅰ)	○	○
② 払込金保管証明 (64ⅠⅡ)	× ※1	○

[平29-27-ア] 発起設立の方法によって株式会社を設立する場合において、発起人が引き受けた設立時発行株式につきその出資に係る金銭の払込みを受けた銀行は、当該株式会社の成立前に発起人に払込金の返還をしても、当該払込金の返還をもって成立後の株式会社に対抗することができない。	×
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

※1 設立登記の申請時においても、いったん払込みがされた事実を預金通帳等で証明することができればよいため、発起人は、会社成立前に、払込金を引き出して設立費用に用いることができる。[平30-27-エ]

(注4) 【図表19 発起人と設立時募集株式の比較 暗記】

	発 起 人	設 立 時 募 集 株 式 の 引 受 人
出資の履行時期	設立時発行株式の引受け後遅滞なく(34)(※)	払込期日又は払込期間内(63Ⅰ)
失 権	他の発起人の催告により失権(36Ⅲ) [平20-28-オ]	当然に失権(63Ⅲ)
設立時発行株式の株主となる時期	株式会社の成立の時(50)	株式会社の成立の時(102Ⅱ) [令4-27-イ]

※ 設立時の現物出資

	給付をすべき時期	対抗要件を備える時期
現物出資がある場合	設立時発行株式の引受け後遅滞なく(会社34Ⅰ)	発起人全員の同意があるときは、株式会社の成立後にすることができる(会社34Ⅰ但書)

【図表20 設立時募集株式の引受けの申込みの無効又は取消しの主張の制限】

○ = 主張可 × = 主張不可

	会社成立前かつ議決権行使前	会社成立後又は議決権行使後
錯誤、詐欺、強迫	○ (51Ⅱ・102Ⅵ)	× [令3-27-イ] (51Ⅱ・102Ⅵ)
意思無能力 行為能力の制限 詐害行為取消	○	○
心裡留保 通謀虚偽表示	× (51Ⅰ・102Ⅴ)	×

4 発起設立における設立時役員等の選任・選定・解任・解職

(1) 全体像

【図表21 設立時役員等の選任方法① **暗記**] [平22-27-エ] [令4-27-ア]
[平21-27-3, 平23-27-ウ]

	設立時取締役	設立時監査役	設立時会計参与	設立時会計監査人
発起設立	① 1株1議決権の原則に従い、発起人の議決権の過半数(40ⅠⅡ)(注1) ② 定款による直接選任(38Ⅳ)(注2)			
募集設立	① 創立総会の決議(88Ⅰ) ② 定款による直接選任			

(注1) 解任と選任の比較 **暗記** [平25-27-ウ]

設立時役員等の選任	設立時役員等の解任(原則)	設立時監査役の解任	設立時監査等委員である設立時取締役の解任
発起人の議決権の過半数(40Ⅰ・43Ⅰ)	発起人の議決権の過半数(40Ⅰ・43Ⅰ)	発起人の議決権の3分の2以上に当たる多数(43Ⅰ括弧書)	発起人の議決権の3分の2以上に当たる多数(43Ⅰ括弧書)

(注2) 出資の履行が完了した時に、選任したものとみなされる(38Ⅳ) [平29-27-イ]

[平29-27-イ] 発起設立の方法によって株式会社を設立する場合において、定款で設立時取締役を定めたときは、当該設立時取締役として定められた者は、当該定款につき公証人の認証を受けた時に、設立時取締役に選任されたものとみなされる。	×
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

【図表22 設立時役員等の選任方法②(取締役会設置会社) **暗記**】

	設立時代表取締役	設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合		
		設立時委員	設立時執行役	設立時代表執行役
発起設立	設立時取締役の過半数(47Ⅲ・48Ⅲ) [平23-27-エ]			
募集設立				

(2) 詳細

【図表23 発起設立の場合における設立時役員等（注1）の選任及び解任】

	設立時役員等の選任	設立時役員等の解任 (原則)	設立時監査等委員である設立時取締役の解任及び設立時監査役の解任
原則	発起人の議決権の過半数 (40 I・43 I)		発起人の議決権の3分の2以上に当たる多数 (43 I 括弧書) [平25-27-ウ]
議決権制限株式を発行する場合	当該種類の設立時発行株式については、発起人は、議決権を行使することができない (40 III・43 III IV)		
取締役又は監査役に関する種類株式を発行する場合	定款の定めに従い、当該種類の設立時発行株式を引き受けた発起人の議決権（当該種類の設立時発行株式についての議決権に限る。）の過半数をもって決定する (41 I III)	その選任に係る発起人の議決権の過半数をもって決定する (44 I) (注2)	その選任に係る発起人の議決権の3分の2以上の多数をもって決定する (44 I V) (注2)
拒否権付種類株式を発行する場合	定款の定めに従い、当該種類の設立時発行株式を引き受けた発起人の議決権（当該種類の設立時発行株式についての議決権に限る。）の過半数をもってする決定がなければ、その効力を生じない (45 I)		

(注1) 設立時役員等 → 設立時取締役（成立後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人 (39 IV)

(注2) ただし、会社法41条1項の規定により又は種類創立総会若しくは種類株主総会において選任された取締役を株主総会の決議によって解任することができる旨の定款の定めがある場合には、会社法41条1項の規定により選任された設立時取締役及び設立時監査役の解任は、発起人の議決権の過半数又は3分の2以上をもって決定する (44 II V)。

【図表24 設立時代表取締役等の選定及び解職（発起設立・募集設立共通）】

	選定・選任方法	解職・解任
設立時代表取締役 (注1)	設立時取締役の過半数 (47 III・48 III)	株式会社の成立の時までの間、設立時取締役の過半数をもって解職可能 (47 II III)
設立時委員 設立時執行役 設立時代表執行役 (注2)		株式会社の成立の時までの間、設立時取締役の過半数をもって解職・解任可能 (48 II III)

(注1) 設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の中から株式会社の設立に際して代表取締役（株式会社を代表する取締役をいう。）となる者を選定しなければならない (47 I)。

(注2) 設立時執行役が一人であるときは、その者が設立時代表執行役に選定されたものとされる (48 I ③但書)。

5 創立総会

【図表25 創立総会の権限】

通 則	会社法に規定する事項及び株式会社の設立の廃止，創立総会の終結その他株式会社の設立に関する事項に限り，決議をすることができる（66）。（注1）
詳 細	① 設立に関する事項の報告を発起人から受けること（87Ⅰ）（注2） ② 発起人から調査書類の提出又は提供を受けること（87Ⅱ） ③ 設立時取締役，設立時会計参与，設立時監査役又は設立時会計監査人の選任及び解任をすること（88Ⅰ・91） ④ 設立時取締役（設立しようとする会社が監査役設置会社である場合にあっては，設立時取締役及び設立時監査役）による設立手続の調査報告（93Ⅱ）を受けること

（注1）－創立総会において変態設立事項が変更された場合－

創立総会において，変態設立事項を変更する定款の変更の決議がされた場合には，当該創立総会においてその変更に対抗した設立時株主（株式会社の成立の時に株主となる発起人又は設立時募集株式の引受人）は，当該決議後2週間以内に限り，その設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消すことができる（97）。

（注2） ただし，83条に創立総会への報告の省略の規定がおかれているので注意。

【図表26 創立総会で決議することができる事項 暗記】

	目的である事項	目的とされていない事項
原則	決議できる（73Ⅳ本文）	決議できない
例外	-----	① 定款の変更 ② 設立の廃止（73Ⅳ但書） [平26-27-エ]

【図表27 創立総会の決議要件 **暗記**】

		決議要件
創立総会	原則	当該創立総会において議決権を行使することができる設立時株主の議決権の過半数であって、出席した当該設立時株主の議決権の3分の2以上に当たる多数（73Ⅰ）
	発行する <u>全部の株式の内容として譲渡制限規定を設ける定款の変更</u>	当該創立総会において議決権を行使することができる設立時株主の半数以上であって、当該設立時株主の議決権の3分の2以上に当たる多数（73Ⅱ） [平20-28-エ, 平23-27-オ]
	発行する <u>全部の株式の内容として取得条項付株式についての定款の定めを設け、又は変更する場合（廃止を除く。）</u>	設立時株主全員の同意（73Ⅲ）
種類創立総会	原則	議決権を行使することができる設立時種類株主の議決権の過半数であって、出席した当該設立時種類株主の議決権の3分の2以上に当たる多数による（85Ⅱ）
	ある種類株式を譲渡制限株式とするための種類創立総会の場合（注）	議決権を行使することができる設立時種類株主の半数以上であって、当該設立時種類株主の議決権の3分の2以上に当たる多数による（85Ⅲ）
	ある種類株式を全部取得条項付種類株式とするための種類創立総会の場合（注）	

（注）当該種類創立総会で、当該定款の変更に反対した設立時種類株主は、当該種類創立総会の決議後2週間以内に限り、その設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消すことができる（会社100Ⅱ）。

【図表28 設立時株主の議決権の数 **暗記**】（注1）

原則	設立時発行株式1株につき、議決権は1個（72Ⅰ）（注2）	
例外	設立しようとする株式会社が、議決権制限株式を発行しようとするとき（72Ⅱ） → 議決権を行使することができる事項に相当する事項に限り、議決権がある	
	例外の例外	株式会社の設立の廃止については、議決権の行使可能（72Ⅲ）

（注1）議決権の代理行使や不統一行使も認められている（74Ⅰ・77）。設立時取締役を2人以上選任する際に、累積投票によることもできる（89）。

（注2）単元株式数を定めている場合は、一単元ごとに一個の議決権が認められる（72）。

【図表29 創立総会と株主総会の比較】

		創立総会	株主総会	
権 限		会社法に規定された事項及び株式会社の設立の廃止，創立総会の終結その他株式会社の設立に関する事項に限り，決議をすることができる（66）。	取締役設置会社	会社法に規定された事項及び定款で定めた事項に限り，決議をすることができる（295Ⅱ）。
			非取締役設置会社	会社法に規定された事項及び株式会社の組織，運営，管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる（295Ⅰ）。
招 集 通 知	公開会社	開催日の2週間前までに通知を発しなければならない（68Ⅰ・299Ⅰ）。		
	非公開会社	取締役設置会社	開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし，書面投票や電子投票を認めた場合は2週間前（68Ⅰ・299Ⅰ）。	
		非取締役設置会社	開催日の1週間前までに通知を発するが，定款にてさらに短縮可能。ただし，書面投票や電子投票を認めた場合は2週間前（68Ⅰ・299Ⅰ）。	
招 集 権 者		発 起 人（65）	原 則	取締役（296Ⅲ）
			例 外	裁判所の許可を得た株主（297Ⅳ）
招 集 手 続 の 省 略		議決権を行使することができる設立時株主全員又は株主の同意があった場合は可。ただし，書面投票や電子投票を認めた場合は不可（69・300）。		
議 決 権		設立時発行株式又は株式一株につき議決権は1個（単元株式数を定めた場合は一単元の設立時発行株式又は株式につき1個）（72Ⅰ・308Ⅰ）。		
決 議 を す る こ と が で き る 事 項		創立総会の目的たる事項として定めた事項のみ決議できる。 例外は定款の変更と株式会社の設立の廃止（73Ⅳ）。	株主総会の目的たる事項として定めた事項についてのみ決議できる。 例外は株主総会に提出された資料等の調査をする者の選任（316）と会計監査人の出席を求める決議（398Ⅱ）。	
議 決 権 の 代 理 行 使		議決権の代理行使は可能。代理権の授与は創立総会又は株主総会ごとにしなければならない（74Ⅰ，Ⅱ・310Ⅰ，Ⅱ）。		
議 決 権 の 書 面 又 は 電 磁 的 方 法 に よ る 行 使		可能。議決権を行使することができる設立時株主又は株主が100人以上である場合には，書面投票ができる旨を定めなければならない（67・298）。 ただし，株主総会については金融商品取引法関連の例外あり（298Ⅱ）。		

	創立総会		株主総会
議決権の不統一行使	創立総会の3日前までに発起人に対して不統一行使の旨とその理由を通知することにより不統一行使可(77I)		取締役会設置会社においては、株主総会の3日前までに取締役会設置会社に対して不統一行使の旨とその理由を通知することにより不統一行使可(313II)
説明義務	発起人は、創立総会において、設立時株主から特定の事項について説明を求められた場合には、法務省令に定められた場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならない(78)		取締役、会計参与、監査役及び執行役は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、法務省令に定められた場合を除き、当該事項について必要な説明をしなければならない(314)
議長の権限	議長は、当該総会の秩序を維持し、議事を整理する。 総会の議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる(79・315)。		
延期又は続行の決議	総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、あらかじめ招集手続をすることを要しない(80・317)。[平27-29-オ]		
議事録の備置	設立前	発起人が定めた場所	株主総会の日から10年間本店に、写しは、株主総会の日から5年間支店に備え置かなければならない(318II, III)
	設立後	創立総会の日から10年間、本店(81II)	
議事録の閲覧等請求権者	設立前	設立時株主(81III)	株主及び債権者 親会社社員(要裁判所の許可)(318IV, V)
	設立後	株主及び債権者 親会社社員(要裁判所の許可)(81III, IV)	
決議の省略	発起人が創立総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決権を行使することができる設立時株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の創立総会の決議があったものとみなされる(82)		取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決権を有する株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなされる(319)
報告の省略	発起人が設立時株主の全員に対して創立総会に報告すべき事項を通知し、当該事項を創立総会に報告することを要しないことにつき設立時株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の創立総会への報告があったものとみなされる(83)		取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知し、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなされる(320)
累積投票の請求の可否	定款に別段の定めがない限り、可(89・342)		

7 設立関与者の責任

【図表31 設立関与者の責任 暗記】

	責任を負う者	責任を免れる場合		
		総株主の同意があった場合	注意を怠らなかつたことを証明した場合	その他
財産価額てん補責任 (52)	発起人 設立時取締役	○	○ (注1)	検査役の調査を受けた場合(注2) [平21-27-4]
	価額の証明を行った弁護士等	-----	○ [令2-27-イ]	-----
任務懈怠責任 (53 I)	発起人 設立時取締役 設立時監査役	○ (55) [平25-27-オ]	-----	-----
対第三者責任 (53 II)	発起人 設立時取締役 設立時監査役	-----	-----	-----
仮装払込の責任 (52の2 I II)	・発起人	○ [令2-27-ウ]	-----	-----
	・仮装することに関与した発起人 ・仮装することに関与した設立時取締役	○	○ (注2)	-----
仮装払込の責任 (102の2) (103)	・設立時募集株式の引受人	○	-----	-----
	・仮装することに関与した発起人 ・仮装することに関与した設立時取締役	○	○ (注2)	-----
会社不成立の場合の責任 (56)	発起人	-----	-----	-----

(注1) 募集設立の場合においては、発起人及び設立時取締役は責任を負わなければならない(103 I) [平20-28-イ/平22-27-オ/令2-27-ア]

現物出資財産等の当事者である発起人は、責任を負わなければならない(52 II 柱書括弧書) [平21-27-4]

(注2) 現物出資財産等の当事者である発起人は、責任を負わなければならない(52 II 柱書括弧書)

(注3) 当該出資の履行を仮装したものを除く

<疑似発起人>

株式会社の設立に関し、定款に発起人として署名していないものは発起人ではない。しかし、募集設立において、当該募集の広告等に自己の氏名又は名称及び株式会社の設立を賛助する旨を記載し、又は記録することを承諾した者は、発起人とみなして会社法52条～56条・103条1項～3項の責任を負う(103IV)。 [平26-27-ウ]

第2章 株式

1 株式の共有

【図表32 株式の共有】

第106条 株式が2以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式についての権利を行使する者1人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができない。ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

状 況	論 点	結 論
権利を行使する者1人を定めている場合	権利行使者を指定する要件	共有物の管理行為として、持分の価格の過半数をもってこれを決する[平26-28-ア]（最判平9.1.28）
	権利行使のルール	権利行使者は、共同相続人の意思に拘束されず自己の判断に基づき権利行使をなしうる[平26-28-イ]（最判昭53.4.14）
権利を行使する者1人を定めていない場合	会社は権利行使を容認できるか	共同相続人全員の一致による権利行使：容認できる [平26-28-エ]（最判平11.12.14） 一部の相続人による権利行使：争いあり
	会社は権利行使を拒絶できるか	通常の場合 ：権利行使を拒否できる。 裁判手続きの場合（最判平2.12.4） ：株主総会決議不存在確認の訴えにつき原告適格を有しない。 [平26-28-ウ]

関連判例

- 株式を準共有する共同相続人間において指定及びその旨の会社に対する通知を欠く場合であっても、右株式が会社の発行済株式の全部に相当し、共同相続人のうちの一人を取締役に選任する旨の株主総会決議がされたとしてその旨登記されているときは、他の共同相続人は、右決議の不存在確認の訴えにつき原告適格を有する（最判平2.12.4）。
- 株式が未成年の子とその親権者を含む数人の共有に属する場合において、親権者が未成年の子を代理して会社法106条の株主の権利を行使する者を指定する行為は、親権者を指定する場合であっても、民法826条にいう利益相反行為には当たらない（最判昭52.11.8）。

2 株主平等の原則

【図表33 株主平等の原則】

意義・内容	株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱わなければならないという原則（109 I）
違反の効果	原則：会社の善意・悪意を問わず、すべて無効 例外：不平等な取扱いを受ける株主が任意に利益を放棄する場合には、不平等な取扱いも許される（一問一答P55）

関連判例

- 会社が特定の株主に対して無配による投資上の損失をてん補する意味でされた贈与契約は、その特定の株主のみを優遇し、利益を与えるものであるから、株主平等の原則に違反し、無効である（最判昭45.11.24）。

【図表34 少数株主権】

少数株主権	保有期間	持株要件（注1）	
		議決権	発行済株式数
1 解散の訴え提起権（833）	無	1/10以上	1/10以上
2 公開会社における特定引受人による募集株式・募集新株予約権の引受けの承認請求（206の2 IV・244の2 V）		1/10以上	
3 会社の業務及び財産の状況の調査のための検査役選任請求権（358）		3/100以上	3/100以上
4 会計帳簿・資料の閲覧・謄写請求権（433 I）			
5 子会社の会計帳簿・資料の閲覧・謄写請求権（433 III）			
6 株主総会の招集請求権・招集権（297 I・297 IV） [平20-32-ア]	6 か月（注2）	3/100以上	
7 清算人の解任請求権（479 II）		3/100以上	3/100以上
8 役員（取締役・会計参与・監査役）の解任請求の訴え提起権（854 I）			
9 特定責任追及の訴えの提訴請求権・提起権（847の3 I・VII）		1/100以上	1/100以上
10 株主総会の招集手続等に関する検査役を選任請求権（306） [平21-29-オ]		1/100以上	
11 株主総会の議題追加請求権（303） 12 議案の要領の通知請求権（305）		1/100以上 又は 300個以上（注3）	

（注1） 1/10・1/100・3/100の保有割合、300個の保有個数は、定款により、引下げ可能（833 I・358 I・433 I・206の2 IV・244の2 V・297 I・479 II・854 I・306 I・303 II・305 I・847の3 I）。

（注2） 6か月の期間は、定款により短縮可能。また、公開会社でない会社の場合は保有期間の要件はない（297 II・303 III・305 II・306 II・479 III・847 VI・854 II）。

（注3） 取締役会設置会社でない株式会社の場合は、単独株主権である（303 I・305 I 本文）。

3 株式の内容・株式の種類・属人的定め

発行する全部の株式（107）	異なる種類の株式（108）
① 譲渡制限株式 ② 取得請求権付株式 ③ 取得条項付株式	① 剰余金の配当に関する種類株式 ② 残余財産の分配に関する種類株式 ③ 議決権制限株式 ④ 譲渡制限株式 ⑤ 取得請求権付株式 ⑥ 取得条項付株式 ⑦ 全部取得条項付種類株式 ⑧ 拒否権付種類株式（黄金株） ⑨ 取締役又は監査役の選任に関する種類株式（注）

（注）指名委員会等設置会社及び公開会社は，発行することができない（108 I 柱書但）。
 [平20-30-エ, 平29-28-エ]

	定 款 に 定 め る べ き 事 項
剰余金の配当に関する種類株式	① 当該種類配当財産の価額の決定の方法 ② 剰余金の配当をする条件その他剰余金の配当に関する取扱いの内容
残余財産の分配に関する種類株式	① 当該種類株主に交付する残余財産の価額の決定の方法 ② 当該残余財産の種類その他残余財産の分配に関する取扱いの内容
議決権制限株式	① 株主総会において議決権を行使することができる事項 ② 議決権の行使の条件を定めるときは，その条件
譲渡制限株式	① 譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨 ② 一定の場合においては会社が取得を承認したものとみなすときは，その旨及び当該一定の場合
取得請求権付株式	① 株主が会社に対して株式の取得を請求することができる旨 ② 株主が会社に対して株式の取得を請求することができる期間 ③ 取得の対価の内容
取得条項付株式	① 一定の事由が生じた日に会社はその株式を取得する旨及びその事由 ② 会社が別に定める日が到来することを①の事由とするときは，その旨 ③ 上記①の事由が生じた日に一部の株式を取得することとするときは，その旨及び取得する一部の株式の決定方法 ④ 取得の対価の内容
全部取得条項付種類株式	① 取得対価の価額の決定の方法 ② 株主総会の取得決議の可否について条件を定めるときは，その条件
拒否権付種類株式	① 当該種類株主総会の決議を必要とする株主総会・取締役会・清算人会の決議事項 ② 当該種類株主総会の決議を必要とする条件を定めるときは，その条件
役員選任権付種類株式	① 当該種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること及び選任する取締役又は監査役の数 ② 取締役又は監査役の全部又は一部を他の種類株主と共同して選任することとするときは，当該他の種類株主の有する株式の種類及び共同して選任する取締役又は監査役の数 ③ 上記①②の事項を変更する条件があるときは，その条件及びその条件が成就した場合における変更後の①②の事項 ④ その他法務省令で定める事項（施規19）

【図表35 取得請求権付株式・取得条項付株式の対価の内容（108Ⅱ⑤⑥）】

発行する全部の株式（107）	異なる種類の株式（108）
（注）	① 当該会社の他の株式
① 当該会社の社債	② 当該会社の社債
② 当該会社の新株予約権	③ 当該会社の新株予約権
③ 当該会社の新株予約権付社債	④ 当該会社の新株予約権付社債
④ 当該会社の株式等以外の財産	⑤ 当該会社の株式等以外の財産

（注）

- ・ 株式会社の発行する全部の株式を取得請求権付株式とする場合には、取得の対価として当該株式会社の他の株式を交付することはできない[平20-30-ア]。
- ・ 種類株式として発行する場合、対価の内容として同一種類の取得請求権付株式を定めることもできる（相澤他・会社千問P71）。

【図表36 取得条項付株式と全部取得条項付種類株式の違い 暗記】

	取得条項付株式	全部取得条項付種類株式
発行することができる会社	単一株式発行会社（107Ⅰ③） 種類株式発行会社（108Ⅰ⑥）	種類株式発行会社のみ（108Ⅰ⑦）
取得事由を設定の際に定めること	必要 （107Ⅱ③イロ・108Ⅱ⑥イ）	不要
対価	設定の際に、定款に定める （107Ⅱ③ニ～ト・108Ⅱ⑥イロ）	取得時の株主総会決議で定める （171Ⅰ①）
一部の取得の可否	可 （107Ⅱ③ハ・108Ⅱ⑥イ）	不可

【図表37 議決権制限株式の発行数】

 ↓ 議決権制限株式 を発行する ↓ 発行限度は？	規制される会社	公開会社
	議決権制限株式の発行限度	発行済株式の総数の2分の1まで
	規制を超えた場合	直ちに、2分の1以下にするための必要な措置をとらなければならない（115） 有効とすることを明確にし[平29-28-イ]，直ちにその状況を脱するための措置を講ずることを義務づけた。

【図表38 対象となる会議体】

議決権制限の対象となる会議体	拒否権の対象にできる会議体
株主総会 創立総会	株主総会 取締役会 [平29-28-オ]
× 種類株主総会 [平29-28-ア]	清算人会 創立総会（84）

【図表39 発行する全部の株式の内容について定款を変更する場合の手続 暗記】

		決議要件	その他手続
譲渡制限株式	設定	309条3項の特殊決議（309Ⅲ①） [平23-30-ア]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株券発行会社にあつては、株券提供公告が必要（219 I ①）（注） ・ 反対株主の株式買取請求に関する手続（116 I ①） ・ 新株予約権買取請求に関する手続（118 I ①）
	変更 廃止	309条2項の特別決議（309Ⅱ①）	
取得請求権 付株式	設定 変更 廃止	309条2項の特別決議（309Ⅱ①）	
取得条項 付株式	設定 変更	株主全員の同意（110）	
	廃止	309条2項の特別決議（309Ⅱ①）	

（注） 株式の全部について株券を発行していない場合は、株券提供公告は不要である（219 I 柱書但書）。

【図表40 種類株式発行会社が、定款を変更して種類の株式の内容を変更する場合の手続暗記】

		決議要件	その他手続（注1）
譲渡制限株式	設定	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会の特別決議（466・309Ⅱ⑩） [平18-30-オ] 譲渡制限株式となる種類株式を有する種類株主を構成員とする種類株主総会の特殊決議（111Ⅱ・324Ⅲ①） 譲渡制限株式となる種類株式を取得対価とする定めのある取得請求権付株式及び取得条項付株式を有する種類株主を構成員とする種類株主総会の特殊決議（111Ⅱ・324Ⅲ①） 	<ul style="list-style-type: none"> 株券発行会社においては、株券提供公告が必要（219Ⅰ①）（注2） 株式買取請求に関する手続（116Ⅰ②） 新株予約権買取請求に関する手続（118Ⅰ②）
	変更廃止	株主総会の特別決議（466・309Ⅱ⑩）	
取得条項付株式	設定変更	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会の特別決議（466・309Ⅱ⑩） 当該種類の株式を有する株主全員の同意（111Ⅰ） [平24-28-ア] 	
	廃止	株主総会の特別決議（466・309Ⅱ⑩）	
全部取得条項付種類株式	設定	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会の特別決議（466・309Ⅱ⑩） 全部取得条項付種類株式となる種類株式を有する種類株主を構成員とする種類株主総会の特別決議（111Ⅱ・324Ⅱ①） 全部取得条項付種類株式となる種類株式を取得対価とする定めのある取得請求権付株式及び取得条項付株式を有する種類株主を構成員とする種類株主総会の特別決議（111Ⅱ・324Ⅱ①） 	<ul style="list-style-type: none"> 株式買取請求に関する手続（116Ⅰ②・Ⅱ） 新株予約権買取請求に関する手続（118Ⅰ②）
	変更廃止	株主総会の特別決議（466・309Ⅱ⑩）	
上記以外の種類株式	設定変更廃止	株主総会の特別決議（466・309Ⅱ⑩）	

（注1） 種類株式の内容を変更することによって、他の種類の株式の株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、種類株主総会の特別決議を要する（322Ⅰ①・324Ⅱ④）。

（注2） 株式の全部について株券を発行していない場合は、株券提供公告は不要である（219Ⅰ柱書但書）。

【図表41 決議要件に関する具体例】

(注) 以下を前提として図表を見ていただきたい。

- A種類株式 = これから譲渡制限（又は取得条項，全部取得条項）が付される種類株式
 B種類株式 = 取得請求権付種類株式で，その取得対価がA種類株式であるもの
 C種類株式 = 取得条項付種類株式で，その取得対価がA種類株式であるもの

		全株式	種類株式	左欄の決議等を要する種類株主	株式買取請求権の主体となる種類株主	新株予約権買取請求権の主体となる新株予約権者
これから全株式に右の条項を付する	譲渡制限	<u>株主総会の特殊決議 I</u> (設定)	/	/	全ての株主	全ての 新株予約権者
	取得条項	<u>株主全員の同意</u> (設定・変更)	/	/	/	/
これからA種類株式に右の条項を付する(注)	譲渡制限	/	株主総会の特別決議 + <u>種類株主総会の特殊決議</u> (設定)	A種類株主 B種類株主 C種類株主	A種類株主 B種類株主 C種類株主	A種類株式を 目的とする 新株予約権者
	取得条項	/	株主総会の特別決議 + <u>種類株主全員の同意</u> (設定・変更)	A種類株主	/	/
	全部取得条項	/	株主総会の特別決議 + <u>種類株主総会の特別決議</u> (設定)	A種類株主 B種類株主 C種類株主	A種類株主 B種類株主 C種類株主	A種類株式を 目的とする 新株予約権者

【図表42 種類株式の内容として定款に定めなければならないもの（108Ⅱ、Ⅲ・施規20）】

	定款に定めなければならない事項	要綱で足りる事項（注）
剰余金の配当に関する種類株式	・ 配当財産の種類	・ 配当財産の価額の決定方法 ・ 剰余金の配当条件その他配当に関する取扱い
残余財産の分配に関する種類株式	・ 残余財産の種類	・ 残余財産の価額の決定方法 ・ 残余財産の分配に関する取扱い
議決権制限株式	・ 株主総会において議決権を行使することができる事項（108Ⅱ③イ）	・ 議決権の行使の条件を定めるときは、その条件
譲渡制限株式	・ 株式の譲渡による取得につき会社の承認を要する旨	・ 一定の場合には会社が承認したもののみならずときは、その旨及び当該一定の場合
取得請求権付株式	・ 株主が会社に対して当該株主の有する株式を取得することを請求することができる旨 ・ 当該株式一株を取得するのと引換えに交付する財産の種類	・ 株式の取得と引換えに株主に交付する財産の内容、数又は算定方法 ・ 取得請求の可能な期間
取得条項付株式	・ 一定の事由が生じた日に当該株式会社とその株式を取得する旨 ・ 株式会社が別に定める日を、取得事由とする場合は、その旨 ・ 一定の事由が生じた日に株式の一部を取得する場合は、その旨及び取得する株式の一部の決定の方法（当該種類の株式の株主の有する当該種類の株式の数に応じて定めるものを除く。） ・ 当該株式一株を取得するのと引換えに交付する財産の種類	・ 取得をする一定の事由 ・ 株式の取得と引換えに株主に交付する財産の内容、数又は算定方法
全部取得条項付種類株式	・ 取得対価の価額の決定方法	・ 株式の全部取得に係る株主総会の決議についての条件を定めるときは、その条件
拒否権付種類株式	・ 種類株主総会の決議があることを必要とする事項	・ 種類株主総会の決議を必要とする条件を定めるときは、その条件
取締役又は監査役を選解任に関する種類株式	・ 種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること及びその人数 ・ 他の種類株主と共同して選任するときは、当該他の種類株式及び選任する人数	・ 左記の事項を変更する条件があるときは、その条件及び条件成就後の左記事項 ・ その他法務省令で定める事項（施規19）

(注)

株式会社がある種類の株式を発行する場合、当該種類の株式の内容に関する事項を定款で定めなければならない（会社108条2項柱書）。

しかし、株式会社は、当該種類の株式の内容に関する事項の全部又は一部については、当該種類の株式を初めて発行する時まで、株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社にあつては株主総会又は清算人会）の決議によって定める旨を定款で定めることができる（会社108条3項前段、会社施規20条）。

この場合においては、その内容の要綱を定款で定めなければならない（会社108条3項後段）。

よって、株式会社は、ある種類の株式の内容の要綱を定款で定めた場合には、当該種類の株式を初めて発行する時まで、その要綱に従い、株式の内容についての具体的な内容を定めなければならない。

【図表43 属人的定め 暗記】

 <p>「株主Aには議決権を与えない」</p> <p>「株主Bに対する配当や議決権は××とする」</p>	属人的定めを設けることができる権利 (注)		① 剰余金の配当を受ける権利 ② 残余財産の分配を受ける権利 ③ 株主総会における議決権 (109Ⅱ) [平18-30-ウ, 平27-29-ア]
	設けることができる会社		非公開会社
	定款変更の決議要件	新設	総株主の半数以上であって、総株主の議決権の4分の3以上に当たる多数 (309Ⅳ)
		変更	同上
		廃止	特別決議 (309Ⅱ⑪・466)
登記事項		属人的株式に関する定めの有無及びその内容は登記事項ではない (911Ⅲ参照) [平20-30-オ, 商登 平30-31-ア]	

(注) 株式会社の営利性による定款規定の制限 (105)

	可否
①剰余金の配当を受ける権利を株主に与えない旨の定款規定を設けること	可
②残余財産の分配を受ける権利を株主に与えない旨の定款規定を設けること	可
③剰余金の配当と残余財産の分配を受ける権利の両方を株主に与えない旨の定款規定を設けること	不可

4 発行可能株式総数

 <p>発行可能株式総数 ↓ 発行済株式の総数の4倍を超えることができない</p>	規制対象となる会社	公開会社	○
		非公開会社	×
	規制対象となる場面	設立時の発行可能株式総数	○
		設立後に定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合	○
		株式の併合をする場合	○
		株式の消却をする場合	× (注)
		非公開会社が定款を変更して公開会社となる場合	○
		新設合併設立会社・新設分割設立会社・株式移転設立完全親会社の設立の場合	○

(注) 公開会社において、自己株式の消却により発行済株式総数が減少したことによって発行可能株式総数が発行済株式の総数の4倍を超えても、発行可能株式総数が自動的に縮減することはない(商事法務1739-40, 江頭・株式会社法P267)。

【図表 44 発行可能株式総数に関する規制】

	内容	可否
発行可能株式総数	発行可能株式総数を減少するときに、発行可能株式総数が発行済株式の総数を下回ること	× (113Ⅱ)
	発行可能株式総数についての定めを廃止すること	× (113Ⅰ)
発行可能種類株式総数	発行可能種類株式総数を減少するときに、変更後の当該種類の株式の発行可能種類株式総数が当該種類の発行済株式の総数を下回ること	× (114Ⅰ)
	各種類の株式の発行可能種類株式総数の合計数が、発行可能株式総数を超えること	○
	各種類の株式の発行可能種類株式総数の合計数が、発行可能株式総数を下回ること	○

【図表 45 発行可能種類株式総数の留保】

発行可能株式総数の留保 (113Ⅳ)	発行可能株式総数 - (発行済株式の総数 - 自己株式) ≥ 新株予約権の行使により取得することとなる株式の数
発行可能種類株式総数の留保 (114Ⅱ)	発行可能種類株式総数 - (当該種類の発行済株式の総数 - 当該種類の自己株式) ≥ 取得請求権付株式の対価である当該種類の株式の数 + 取得条項付株式の対価である当該種類の株式の数 + 新株予約権の行使により取得される当該種類の株式の数

5 株主の権利行使に関する利益供与の禁止

【図表46 株主の権利行使に関する利益供与の禁止 要件】

① 株主の権利の行使に関する利益供与であること 適格旧株主の権利の行使に関する利益供与であること 最終完全親会社等の株主の権利の行使に関する利益供与であること
② 会社又は子会社の計算における利益供与であること
③ 財産上の利益の供与であること

【図表47 株主の権利行使に関する利益供与の禁止 効果 暗記】

		受供与者の 返還義務	取締役（執行役） の損害賠償義務	
			利益供与を実行し た取締役・執行役	その他の利益供与 に關与した取締 役・執行役
返還義務を負う者		当該利益の供与を 受けた者	（無過失責任） 常に、連帯して、 供与した利益の価 額に相当する額を 支払う義務を負う （120IV本文）	（過失責任） 職務を行うについ て注意を怠らなか ったことを証明す ることにより、代 弁済義務を免れる ことができる （120IV但書）
返還の 相手方	株式会社の計算 の利益供与	株式会社	株式会社	株式会社
	子会社の計算 の利益供与	子会社	株式会社	株式会社
責任追及等の訴え		○ (847 I・II, 847 の2 I・IV)	○ (847 I・II, 847 の2 I・IV)	○ (847 I・II, 847 の2 I・IV)

〔10-33-ウ〕 株式会社の取締役Aが、株主の権利の行使に関し、会社の計算において、財産上の利益をBに供与した場合、Bは、供与を受けた利益を会社に返還しなければならない。	○
〔10-33-ア〕 株式会社の取締役Aが、株主の権利の行使に関し、会社の計算において、財産上の利益をBに供与した場合、Aは、会社に対し、供与した利益の価額を弁済する責任を負う。	○

関連判例

- 株式の譲渡それ自体は「株主の権利の行使」とはいえないから、会社が株式を譲渡することの対価として何人かに利益を供与しても、会社法120条が禁じている利益供与には当たらないが、会社から見て好ましくない株主が議決権等の株主としての権利行使を回避することが目的で、当該株主から株式を譲受けるための対価を何人かに供与する行為は、「株主の権利の行使に関し」利益の供与をする行為といふべきである（最判平18.4.10）。

6 株式の譲渡・株式の質入れ

(1) 株式譲渡の方式と対抗要件

【図表48 株式譲渡の方式と対抗要件 **暗記**】

		株 券 不 発 行 会 社	株 券 発 行 会 社
譲渡の方式		意思表示のみ [平22-28-オ]	原則 意思表示+株券の交付 (128 I 本文) (注)
			例外 自己株式の処分による譲渡 →株券交付は不要 [平25-29-オ] (128 I 但書)
対抗要件	対 第 三 者	株主名簿の名義書換え (130 I)	株券の占有 (131 I)
	対 会 社	株主名簿の名義書換え (130) [平22-28-ア/令4-28-イ]	株主名簿の名義書換え (130)

(注)

[平22-28-イ] 株券発行会社の株式の相続による移転は、当該株式に係る株券を交付しなければ、その効力を生じない。	×
---------------------------------------------------------------	---

相続等の一般承継の場合、株式の譲渡には該当せず、それぞれの効力発生時（相続においては被相続人の死亡）に権利移転の効力が生じ、株券発行会社においても、株券の交付は権利移転の効力要件とはならない。

ハイレベル 振替株式の場合

効力要件	譲受人がその口座における保有欄に当該譲渡に係る数の増加の記録を受けること [平22-28-ウ]
会社に対する 対抗要件（原則）	株主名簿への記載又は記録 [平22-28-エ] (130 I・社債株式振替161 III)
会社に対する 対抗要件（例外）	少数株主権等を行使する場合 → 個別株主通知（社債株式振替154 I）
第三者に対する 対抗要件	譲受人の口座の保有欄への記載又は記録 (社債株式振替161 III 参照)

【図表49 131条の解釈】 [令4-28-エ]

株主Aは株券を喪失 ↓ Bがその株券を習得 ↓ Bが権利者を装ってCに売却		Cの株式取得
	Cに悪意又は重大な過失がある場合	×
	上記以外	○

(2) 株式の譲渡制限概観

【図表50 株式の譲渡制限概観】

	違反をした場合
① 払込み又は給付をすることにより設立時発行株式の株主となる権利の譲渡 (35・63Ⅱ・50Ⅱ)	会社に対抗することができないが 当事者間では有効 (最判昭31.12.11)
② 株券発行前の株式譲渡禁止 (128Ⅱ)	会社に対する関係では効力を生じないが、 当事者間では有効
③ 自己株式取得の原則的禁止 (155柱書) (注)	
④ 子会社による親会社株式の取得の原則的禁止 (注) (135)	
⑤ 定款による制限 (107Ⅰ①・108Ⅰ④)	会社の承認がない場合における譲渡の効力 (最判昭48.6.15) →会社に対する関係：効力なし 当事者間：有効 [平28-28-エ]

(注) 株式会社が、自己株式について質権の設定を受けることについては、会社法上特別な規定はない。また、親会社株式に質権を設定することについても、これを制限する規定はない。 [平25-29-ア]

ハイレベル 株券発行前の株式譲渡禁止 発展判例

会社が株券発行を不当に遅滞している場合にまで、128条2項の制限が貫かれるべきなのかについては争いがある。

この点について判例は、株券発行に必要な合理的期間経過後の譲渡は、信義則上会社に対して対抗することができ、会社は譲受人を株主として扱わなければならないとしている (最大判昭47.11.8)。なぜなら、株券発行会社は、株主の投下資本回収の機会をできるだけ保障するために、遅滞なく株券を発行しなければならない (215Ⅰ)、会社が合理的期間を経過してもなお株券を発行しないことにより、株式譲受人が会社に対抗し得ないとすれば、結局株式を譲り受ける者はいなくなり、株主の投下資本回収の利益が害されることになってしまうからである。

【図表51 自己株式に関する規制 **暗記**】

	議決権	剰余金 配当請求権	残余財産 分配請求権	募集株式の割当 を受ける権利
自己株式	なし (308Ⅱ)	なし (453)	なし (504Ⅲ)	なし (202Ⅱ)
親会社株式	なし (308Ⅰ括弧書)	あり [平25-29-イ]	あり	あり (争いあり)

【図表52 自己株式の取得・親会社株式の取得】

	自己株式（155各号）（※）	親会社株式
取得することができる場合	① 取得条項付株式の取得事由が生じた場合 ② 譲渡制限株式の譲渡による取得を承認しない場合において、会社が当該株式を買い取る場合 ③ 株主との合意による取得 ④ 取得請求権付株式について取得請求があった場合 ⑤ 全部取得条項付種類株式の取得 ⑥ 定款の規定に基づき、相続人等に対する譲渡制限株式の売渡請求をした場合 ⑦ 単元未満株式の買取請求があった場合 ⑧ 所在不明株主の株式の売却の際に、会社が買い取る旨を定めた場合 ⑨ 一定の者に対する株式の交付の際の端数処理として売却される株式を会社が買い取る旨を定めた場合 ⑩ 反対株主の株式買取請求 ⑪ 他の会社の事業の全部を譲り受ける場合において当該他の会社が有する自己株式を取得する場合 [平21-33-ウ] ⑫ 合併後消滅する会社から自己株式を承継する場合 ⑬ 吸収分割をする会社から自己株式を承継する場合 [平25-29-ウ]	① 消滅会社等の株主等に対して交付する対価の全部又は一部が存続株式会社等の親会社株式である場合（800） ※吸収合併に際して吸収合併消滅株式会社の株主に対して交付する当該親会社株式の総数を超えない範囲において認められる ② 親会社株式を無償で取得する場合等の法務省令で定める場合（会社施規23） ③ 他の会社の事業の全部を譲り受ける場合において、当該他の会社の有する親会社株式を譲り受ける場合 ④ 合併後消滅する会社から親会社株式を承継する場合 ⑤ 吸収分割により他の会社から親会社株式を承継する場合 [平25-29-ウ] ⑥ 新設分割により他の会社から親会社株式を承継する場合（135Ⅱ・800，施規23）
取得した場合に処分する必要はあるか	×	相当の時期に処分しなければならない（135Ⅲ）

（※）自己株式取得では、原則として財源規制があるが（会社461Ⅰ①～⑦，166Ⅰ但書，170Ⅴ，），下記については財源規制が課されていない。

⑦単元未満株式の買取請求があった場合（会社192・193）[平28-29-イ]

⑪他の会社（外国会社を含む）の事業の全部を譲り受ける場合において当該他の会社が有する自己株式を取得する場合

⑫合併後消滅する会社から自己株式を承継する場合

⑬吸収分割をする会社から自己株式を承継する場合

【図表53 取得請求権付株式・取得条項付株式・全部取得条項付種類株式の取得^{暗記}】

	取得請求権付株式	取得条項付株式	全部取得条項付種類株式
取得の原因となる事実	株主からの取得請求 (166)	取得事由の発生 (107I③, 108I⑥) (注1)	株主総会特別決議 (171I, 309II③)
株券提供 公告	不要	必要(注2)	必要(注2)
対価にかか る財源規制	あり (166I但書)(注3)	あり (170V)(注3)	あり (461I④)(注3)
効力発生日	株主が取得請求 をした日(167I)	(注4)	株主総会決議で定めた 取得日(171I③)

(注1)

	会社が定める日の到来を取得事由とする旨の定款の定めがある場合	取得条項付株式の一部を取得する旨の定款の定めがある場合
決議	以下の決議機関による取得日の決定が必要(168I)[平24-28-エ] 非取締役会設置会社：株主総会普通決議 取締役会設置会社：取締役会の決議 (定款で別段の定めができる)	以下の決議機関による取得株式の決定が必要(169II) 非取締役会設置会社：株主総会普通決議 取締役会設置会社：取締役会の決議 (定款で別段の定めができる)
公告	取得日の2週間前までに、 取得条項付株式の株主等に対し、当該日 を通知又は公告することを要する (168II・III)	直ちに、 決定された取得条項付株式の株主等に対 して通知又は公告をすることを要する (169III, IV)[平24-28-オ]

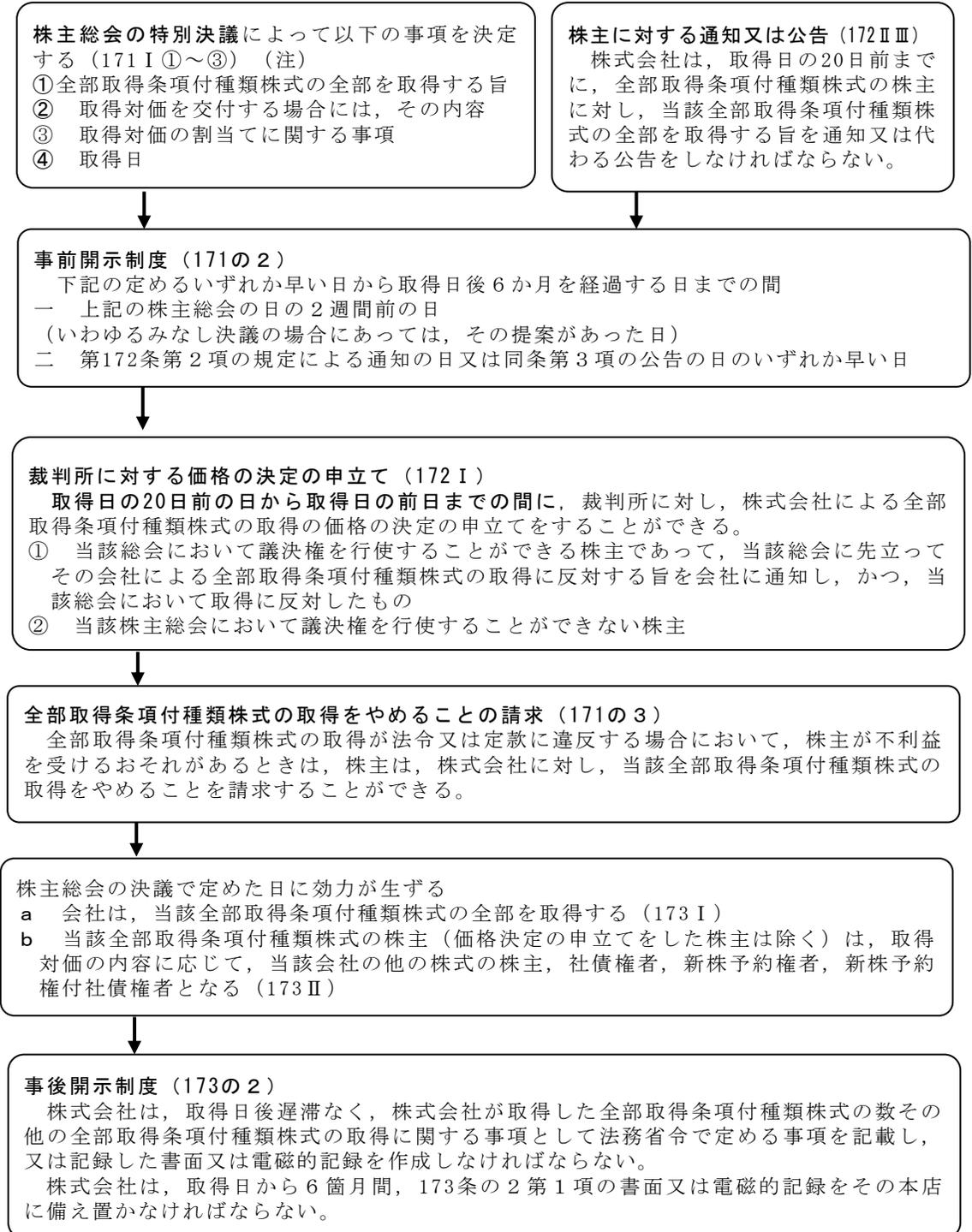
(注2) 現に株券を発行している株券発行会社において要求される(219I柱書本文)。

(注3) 当該株式会社の株式が対価である場合、財源規制の対象にならない(166I但書, 170V, 461I柱書括弧書)。

(注4) 効力発生日

原則	定款に定めた取得事由が発生した日(170I)
一定の日が到来することを 取得事由とする旨の 定款の規定がある場合	株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の 決議により定めた日(168・107II③ロ)
取得事由が生じた日に 一部の株式を取得する旨が 定められている場合	取得事由が発生した日と、 株主等への通知又は公告の日から2週間経過した日 のいずれか遅い日(170I・107II③ハ)

【図表54 全部取得条項付種類株式の取得 詳細】



（注） 取締役は、取得を必要とする理由を説明しなければならない（171 III）。決議により株主の地位を奪うことになるからである（商事法務1740-51）。

（※） 現に株券を発行している株券発行会社においては株券提供公告も必要（219 I ③）。

【図表55 株主との合意により自己株式を取得する場合の手続】

		株主との合意による 自己株式の取得		特定の株主からの株式の取得 (いわゆる相対取引) (注4)		
		市場取引等 による場合 (165)	市場取引等 によらない 場合 (156)	特定の株主から の取得 (160・309Ⅱ②)	相続人等からの 取得 (162)	子会社から の取得 (163)
授権決議	機関	株主総会の 普通決議 (注1)	株主総会の 普通決議 (注2)	株主総会の特別決議 (注3)		株主総会の 普通決議 (取締役会 設置会社に あっては、 取締役会の 決議)
	内容 (156・ 160Ⅰ)	①取得する株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数) ②株式を取得するのと引換えに交付する金銭等(当該株式会社の株式等を除く。)の内容及びその総額 ③株式を取得することができる期間(1年を超えることができない)			④①～③に加え、会社法157Ⅰ各号の事項の通知を特定の株主に対してのみ行う旨	
取得の決定	機関		取締役会の決議又は取締役の決定(157Ⅱ)			
	内容 (157Ⅰ)		①取得する株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び数) ②株式1株を取得するのと引換えに交付する金銭等(当該株式会社の株式等を除く。)の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法 ③株式を取得するのと引換えに交付する金銭等(当該株式会社の株式等を除く。)の総額 ④株式の譲渡しの申込みの期日			
株主に対する通知等 (158・160Ⅴ)			株主(種類株式発行会社にあつては取得する株式の種類の種類株主、特定の株主のみを対象とする場合は当該特定の株主)に対し、上記の取得価格等を通知しなければならない。(注5)			
譲渡しの申込み・効力の発生 (159)			買取価格等の通知を受けた株主は、株式会社に対し、申込みに係る株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び数)を明らかにして、その有する株式の譲渡しの申込みをすることができる(159Ⅰ)。株式会社は、申込期日において、株主が申込みをした株式の譲受けを承諾したものとみなされる(159Ⅱ本文)。(注6)			

(注 1) 取締役会設置会社は、市場取引等（市場取引又は公開買付けの方法）により自己株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めることができる（165Ⅱ）。そして、当該定款の定めを設けた場合は、株主総会又は取締役会の決議によることとなる（165Ⅲ）。

(注 2) 以下の要件を満たす株式会社は、定款で定めることにより、取締役会の決議によることができる（459Ⅰ）。

- ・指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社又は会計監査人設置会社である監査役会設置会社であること
- ・取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役以外の取締役）の任期の末日が選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日後の日ではないこと

(注 3) 特定の株主は、当該株主総会において議決権を行使することができない（160Ⅳ）。ただし、特定の株主以外の株主の全部が当該株主総会において議決権を行使することができない場合は、当該特定の株主も議決権を行使することができる（160Ⅳ但書）。

(注 4) 手続き

原則	<p>i 株主（種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主）は、特定の株主に自己をも加えたものを株主総会の議案とすることを請求することができる（160Ⅲ）</p> <p>ii 会社は、法務省令で定める時まで（施規 28）、iの請求をすることができる旨を株主（種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主）に対して通知しなければならない（160Ⅱ）</p>
（例外） 以下の場合は、株主は、特定の株主に自己をも加えたものを株主総会の議案とすることを請求することができない。	<p>① 取得する株式が市場価格のある株式である場合において、当該株式一株を取得すると引換えに交付する金銭等の額が当該株式一株の市場価格として算定されるものを超えないとき（161・施規 30）</p> <p>② 定款に、株主との相対取引により自己株式を取得する場合においても、他の株主に通知をすることを不要とし、株主は自己の株式をも買い取ることを請求することができないと定めているとき（164Ⅰ）</p> <p>③ 公開会社でない株式会社において、株主の相続人その他一般承継人からその相続その他一般承継により取得した株式を取得する場合（162）</p> <p>④ 子会社の有する自己の株式を取得する場合（163）</p>

(注 5) 特定の株主のみを対象とする場合を除き、会社法上の公開会社においては、通知の代わりに公告をすることができる（158Ⅱ）。

(注 6) 株主が申込みをした総数（申込総数）が取得する株式の数（取得総数）を超えるときは、取得総数を申込総数で除して得た数に株主が申込みをした株式の数を乗じて得た数（その数に1に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）の株式の譲受けを承諾したもののみみなされる（159Ⅱ但書）。

【図表56 定款規定に基づいてする相続人等に対する売渡請求の手続】

174条（相続人等に対する売渡しの請求に関する定款の定め）

株式会社は、相続その他の一般承継により当該株式会社の株式（譲渡制限株式に限る。）を取得した者に対し、当該株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができる。

＜趣旨＞株式会社にとって好ましくない者が株式会社に参加してくる可能性については、相続等の一般承継の場合も株式の譲渡の場合も変わりはないから、相続等の一般承継による場合にも事実上、株式会社の承認を要するとしたものである。

株主A 譲渡制限株式	論点	結論
↓ ① 相続	売渡請求をするための定款規定は必要か	必要（174）
↓ 相続人	売渡請求をする前提となる決議要件は	株主総会の特別決議（175 I・309 II ③）
↑ ③ 売渡請求（単独行為）	上記の決議に議決権がないものは	売主（175 II 本文）
↑ ② 売渡請求する旨の決議	上記の例外は	売主以外の株主の全部が株主総会において議決権を行使できない場合（175 II 但書）
↑ ② 売渡請求する旨の決議	売渡請求できる期間は	株式会社が一般承継があったことを知った日から1年（176 I 但書）
↑ ② 売渡請求する旨の決議	売渡請求を撤回する際に、相手の同意は必要か	不要（176 III）

(3) 定款による譲渡制限

ア 譲渡制限規定の適用範囲

【図表57 譲渡制限規定の適用範囲】

	譲渡制限規定の適用
① 相続その他の一般承継による株式の移転 [平30-28-ア]	×
② 株式の競売	○ (注1)
③ 株式の質入れ [平28-28-エ]	× (注2)
④ 株式を目的とする譲渡担保の設定 (最判昭48.6.15) [平28-28-エ]	○
⑤ 当該株式会社に対する譲渡 (136括弧書)	×
⑥ 一人会社の株主が譲り渡す場合 (最判平5.3.30)	×
⑦ 株式譲渡の譲渡人以外の株主全員が当該譲渡による取得を承認していた場合 (最判平9.3.27) [平30-28-イ]	×

(注1) 競売手続において執行裁判所が買受人のために株式会社に対して承認の手続をとることはなく、株式を取得した買受人は株式会社に対して承認を請求しなければならない。

(注2) 質権が実行されて株式が移転する際に承認の手続が必要となる。

ハイレベル 承認がない場合の取り扱い

会社の承認を得ないでされた譲渡制限株式の譲渡は会社に対する関係では効力を生じないのだから、会社は依然として譲渡人を株主として取り扱う義務があり、譲渡人は、会社に対してなお株主としての地位を有する (最判昭63.3.15)。

イ 会社による承認の手続

【図表58 譲渡等承認請求の手続き】

		可否
	譲渡人 A からの請求	○ (136)
	株式取得者からの承認の請求	株主又はその相続人等と共同であれば○ (137) (注)

(注) 例外の一部

現に株券を発行している株券発行会社の譲渡制限株式を取得した株式取得者は、譲渡に係る株券を提示して、単独で、請求することができる (施規24Ⅱ①) [平30-28-ウ]

【図表59 譲渡等承認請求があった場合に、承認をするか否かを決定する機関 **暗記**】

譲渡制限株式 譲渡人A ① 承認請求 ② 承認決定		原則	例外
	原則	株主総会（139 I）	定款に別段の定めを設けることもできる（139 I 但書）。
	取締役会設置会社	取締役会（139 I）	

【図表60 買い取る場合、指定買取人を指定する場合の手続 **暗記**】

		株式会社が買い取る場合	指定買取人を指定する場合
対象株式を買い取る場合の手続等	決議機関	株主総会（140 II）	株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）（140 IV・V）（注1）
	決議要件	特別決議（309 II ①） [平30-28-エ]	特別決議（309 II ①） [平26-29-エ]
譲渡等承認請求者への買取通知	通知する主体（141 I）	株式会社	指定買取人 [平26-29-オ]
	通知事項（141 I）	① 対象株式を買い取る旨 ② 株式会社が買い取る対象株式の数	① 指定買取人として指定を受けた旨 ② 指定買取人が買い取る対象株式の数
	通知の際に交付するもの	供託を証する書面（141 II・142 II） [平26-29-ア, 平30-28-オ]（注2）	

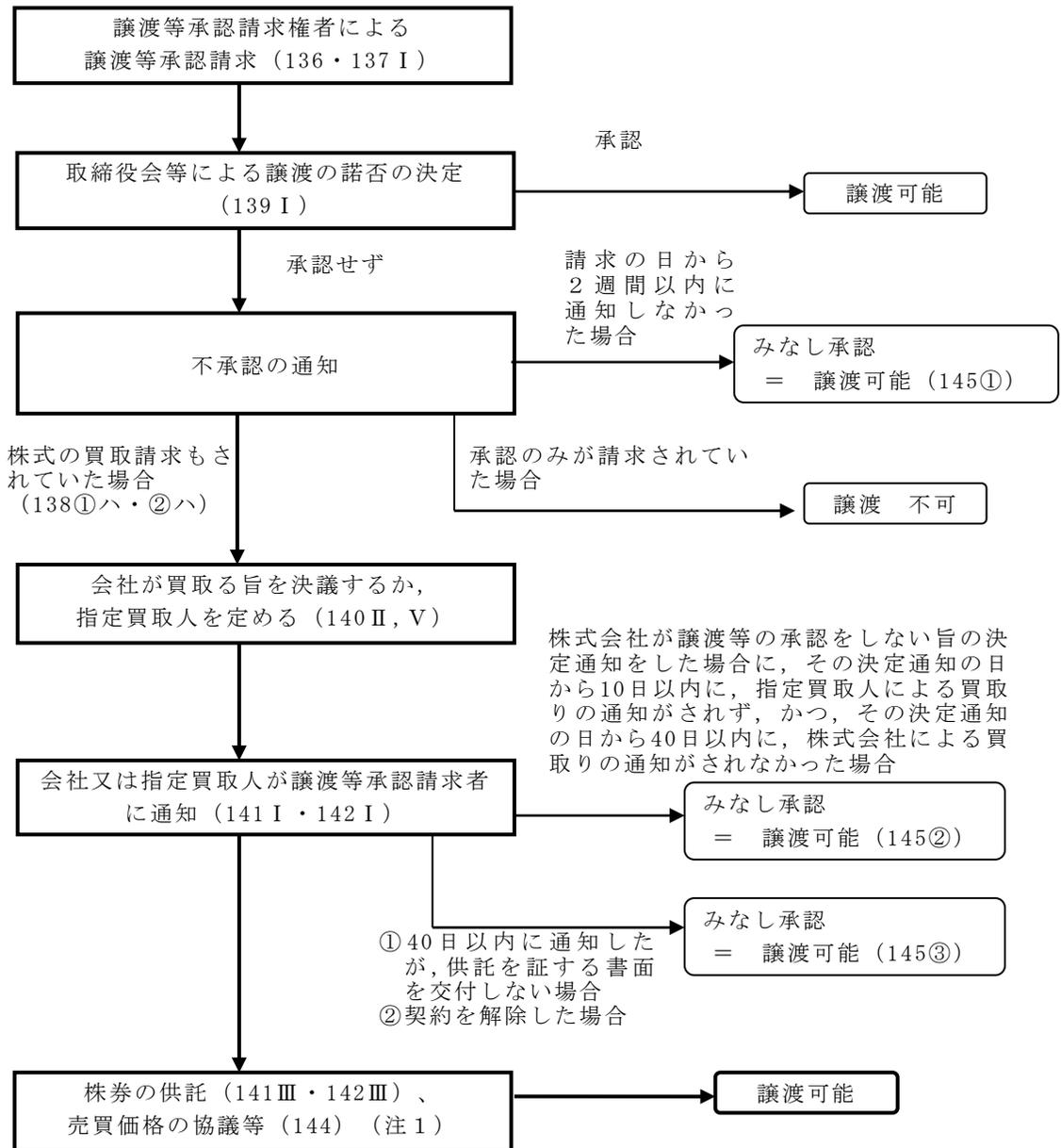
（注1）定款に別段の定めがある場合は、この限りでない（140 V・309 II ①）。

したがって、定款にあらかじめ指定買取人を定めておくこともできる（会社法千問P64）。なお、指定買取人を定款で指定していても、当該定めは譲渡制限株式の内容ではないため、登記をすることはできない（民事月報Vol.61No.7P23）。

（注2）1株当たりの純資産額に買い取る対象株式の数を乗じて得た額を株式会社の本店所在地の供託所に供託したことを証する書面

[平成30-28-オ] 株式会社が、譲渡制限株式の取得について承認をしない旨の決定をした場合において、当該譲渡制限株式を買い取る旨及び当該株式会社が買い取る当該譲渡制限株式の数を決定したときは、当該株式会社は、譲渡等承認請求者に対し、これらの事項を通知した上で、当該譲渡等承認請求者と当該譲渡制限株式の売買価格についての協議が調わないときは、1株当たり純資産額に当該株式会社が買い取る当該譲渡制限株式の数を乗じて得た額を供託所に供託しなければならない。	×
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

【図表61 譲渡等承認請求があった場合の手続の流れ】

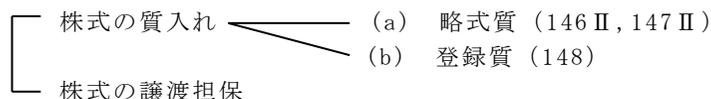


(注1) 売買価格の決定方法

対象株式の売買価格は、株式会社と譲渡等承認請求者との協議によって定める(144 I)。株式会社又は譲渡等承認請求者は、当該買い取る旨の通知があった日から20日以内に、裁判所に対し、売買価格の決定の申立てをすることができる(144 II・141 I)。[平26-29-ウ]

(4) 株式の担保化

【図表62 株式の担保化の種類】

【図表63 略式質 暗記】

		略式質	登録質 (注2)
要件		① 当事者間の合意 ② 株券の交付 (注1) (146 I・II)	① 当事者間の合意 ② 株券の交付 (注1) ③ 株主の請求 [令4-29-ウ] によって会社が質権者の氏名等を株主名簿に記載する (148)
対抗要件	株券不発行会社	----- (認められていない)	株主名簿への記載・記録
	株券発行会社	質権者による株券の継続占有 [令4-29-エ] (147 II)	質権者による株券の継続占有 (147 II)

(注1) 株券発行会社においては、株券の交付が効力要件となっている [令4-29-ア]

(注2) 登録株式質権者は、会社から直接に剰余金の配当、残余財産の分配その他物上代位的給付の支払い・引渡しを受けることができる (152~154)。したがって、各種通知・催告が登録株式質権者に対してなされる (219 I 等)

【図表64 略式質・登録質の担保的効力 (共通)】

① 優先弁済効 (154)
② 留置的効力
③ 物上代位権 (注)

(注) 物上代位の範囲：151条各号に規定されている。登録株式質と略式株式質で、当該物上代位効の及ぶ範囲に区別はない。 [平28-28-ア/令4-29-イ]

株式会社が次に掲げる行為をした場合には、株式を目的とする質権は、当該行為によって当該株式の株主が受けることのできる金銭等について存在する。	
一 167 I の規定による取得請求権付株式の取得	八 剰余金の配当
二 170 I の規定による取得条項付株式の取得	九 残余財産の分配
三 173 I の規定による171に規定する全部取得条項付種類株式の取得	十 組織変更
四 株式の併合	十一 合併 (合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。)
五 株式の分割	十二 株式交換
六 185に規定する株式無償割当て	十三 株式移転
七 277に規定する新株予約権無償割当て	十四 株式の取得 (第一号から第三号までに掲げる行為を除く。)

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU23156